

社会福祉法人西三河子供の家 役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西三河子供の家（以下「法人」にあわせる。）定款第八条、第二二条に定める役員等に対する報酬及び費用弁償に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事に適用する。ただし、法人の運営する施設の職員には適用しない。

2 前項以外の者に、法人あるいは施設の運営などのために用務を依頼した場合には本規程を適用することができる。

(報酬の額)

第3条 定款第八条及び第二二条に定めるとおり、理事長及び業務執行理事に対してのみ報酬を支給し、その他の役員及び監事に対しては報酬を支給しないものとする。

2 報酬の額は、1回の予算編成業務に従事するごと 8,000 円とする。ただし、一人当たり年間 20 万円を限度とする。

(費用弁償の額)

第4条 弁償する費用の額は、次の通りとする。

(1) 理事会（理事による打ち合わせを含む）、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合

自宅から会場までの距離が 20Km 以上の場合： 2,000 円 (1 回)

自宅から会場までの距離が 10Km 以上 20Km 未満の場合： 1,500 円 (1 回)

自宅から会場までの距離が 10Km 未満の場合： 1,000 円 (1 回)

(2) 自宅外において法人の用務に従事した場合： 2,000 円 (1 回)

(3) 法人の業務で出張した場合：職員の給与規定に準じて支給する

2 前項に依ることが困難若しくは著しく不合理な場合には、理事長は適切な金額をその都度定めることができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

付 則 この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。